

建築物省エネ法の再エネ促進区域設定に関する陳情

陳情の趣旨

「建築物省エネ法」の「再エネ促進区域」を船橋市でも設定いただきたい。

陳情理由

「建築物省エネ法再エネ促進区域」制度は、深刻化する気候危機に対応するため、二酸化炭素排出の3分の1を占める建築物において、エネルギー基本計画で新築の6割に太陽光を設置するとされたことなどを背景に2022年6月の「改正建築物省エネ法」で定められました。

本制度の「再エネ促進区域」では、建築物の屋根や敷地内に太陽光パネルをつけやすくするための規制緩和が可能となり、再エネに関して建築士から説明義務を課することができます。（説明義務を課するためには条例が必要です）

たとえば、屋上に太陽光パネルをつけると建物の高さ制限を超えてしまう場合や、カーポートの上に太陽光をつけるときに建蔽率制限を超えてしまう場合など、条件をクリアすれば特例許可が得られます。

再エネ促進区域では、建築物をたてようとする建築主に対して、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について説明する義務が、建築士に課されます。その際、説明義務が課される建築物については、市区町村の条例を定める必要があります。なお、この条例は、新規の条例として制定する以外に、他の条例等に内容を規定することも可能だそうです。

この「促進計画」は市区町村が設定する必要があります。横浜市は、1月15日に制度案を公表し、パブリックコメントを開始しました。同案では、横浜市全域を促進区域にすることになっています。また、同案では、建築物の省エネ基準（断熱性能など）についてもより高い性能の説明義務について条例改正をする予定としています。

また、東京都も当制度を前にすすめる方針を打ち出しています。都は促進区域を設定することはできませんが、都全域に「再エネ促進区域」指定をめざすとして、都内市区町村のために指針を策定し、支援体制をつくっています。

今以上の気候危機をくいとめるためには、省エネをさらに進めて、同時に再エネを拡大する必要があります。その再エネの拡大のためには、屋根置き太陽光や太陽熱の利用が欠かせません。すべての市区町村が「再エネ促進区域」を設定するよう、市民として後押ししていけたらと思っています。

ぜひ、本市においても「建築物省エネ法再エネ促進区域」の設定を急いでくださいますよう、船橋市議会として船橋市に求めていただくよう、陳情いたします。